

三田市議会基本条例の一部改正の概要について

【改正趣旨】 三田市議会の議員報酬については、市長が三田市特別職報酬等審議会の答申に基づき改正案を提出することによるため、所要の改正措置を講ずるものである。

【関係法令】 三田市議会議員報酬等に関する条例（昭和31年三田町条例第18号）

【改正内容】 議員報酬の定め方については三田市特別職報酬等審議会によることとし、それに伴い所要の規定の整備（第22条関係）

【現行】

（議員報酬）

第21条 議員報酬は、三田市議会議員報酬等に関する条例（昭和31年三田町条例第18号）で定めるところによる。

2 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、学識者及び市民の意見を聴取するため、参考人制度、公聴会制度等を十分に活用するものとする。

3 前条第3項の規定は、議員報酬の条例改正の場合について準用する。

【改正案】

第21条 議員報酬は、三田市議会議員報酬等に関する条例（昭和31年三田町条例第18号）で定めるところによる。

【施行期日】 公布の日